対象甘味資源作物生産者 要件審査申請の手引き

対象生産者の要件

A - 1

① 認定農業者・認定新規就農者

上記に加え、次の項目も要件となります。

- 地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた 取組計画を作成していること
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自 ら点検を行っていること

1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類	
〇対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書 (別紙様式第2号(A1))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
〇農業経営改善計画認定書(参考1-1) の写し又は 認定農業者証明書(参考1-3)の写し(認定農業者用)・・・・・・・	2
〇青年等就農計画認定書(参考1-2)の写し 認定新規就農者証明書(参考1-4)の写し(新規認定就農者用)・・・・	4
 〔事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出〕 ○対象要件審査申請書兼補正届出書の委任状に署名又は記名捺印する ○事務手続きを委任した旨の委任状 (参考様式第1-1号又は第1-2号)の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2. 保管することが必要となる書類	
〇環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート (別紙様式第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書 記入例

【捨印について】

対象要件区分: A-1-①用

申請書の訂正を代理人が行うことに同意する場合は、代理人使用 黒のボールペンでご記入ください 欄を確認の上、押印してください。 ただし、委任状欄の訂正は、代理人が行うことができません。 別紙様式第2号(A1) 年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書 令和 月 (例)委任状欄以外の項目に修正が発生した場合は、代理人と 双方で内容を確認の上、代理人が訂正することについて了解し 独立行政法人豊畜産業振興機構 理事長 殿 所等を記入) 性別 男 □ Fax (012) 3. 住所等(組織・法人による申譲の場合、主たる事業所の住生年月日 大正(昭和)平成・今紅 30 年 10 月 1 日〒 123 - 4567 [19 (012) 345 - 6788] 申請者名(個人の場合、フリガナは姓名の間に1文字空けること) ノウチクータロウ 捺印 フリガナ 太郎 農畜 ○○県△△市□□1 氏 名 (※組織・法人による申請の場合は、生年月日に設立年月日を記入) 4. 共同利用組織名 (A-3による申請の場合に記入) 振込口座情報(代理人による交付申請及び受領の場合は記入不要) 金融機関名 支店・支所名 金融機関コード 支店コード 種目 口座番号 口座名義 (申請者口座名義に限る) 名 称 □ 普通 8. さとうきびの生産に関する中期的な見通し及びその実現に向けた計画 認定農業者・認定新規就農者 さとうきび増産に向けた取組目標及び取組計画 名 押印してください。 ② □ 特定農業法人・特定農業団体 該当する対象要件区分に 〇〇島さとうきび増産プロジェクト会議 認印で構いません。 作成主体名 チェックしてください。 ④ 収穫面積の合計が1.0ha以上である生産者(法人を含む) ⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織 (氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができ ⑥ 基幹作業面積の合計が4.5ha以上である共同利用組織の構成員 さとうきびの生産に当たり、農薬及び廃棄物に関する法令の逆守等、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号小に規定する諸事項について、別紙様式第1号に定める「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により自ら点検を行うこと。点検に使用した書類は2年間保管し、機構なら要請があった場合には当該書類を提出すること ⑦ □ 認定農業者へ基幹作業を委託した者 ⑧ □ 特定農業法人・特定農業団体へ基幹作業を委託した者 本申請に係る対象要件を満たさなくなった場合には、速やかに独立行政法人農畜産業振興機構に本申請の取下げを願い出ること ⑨ □ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織へ基幹作業を委託した者 上記の件について誓約します。 □ 収穫面積の合計が1.0ha以上である生産者(法人を含む)へ基幹作業を委託した者 太郎 □ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織へ基幹作業を委託した者 (氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名するこ 7. さとうきび収穫予定面積等(10の詳細表をもとに記入)(面積は全て小数点第二位を四捨五入して記入) 私は、 を代理人として定め、本審査申請書の提出以降に発生する 審査結果の通知の受領、甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。 (併せて、 に甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。) 申請者の作付面積 収穫作業 収穫作業 合計 ア+イ-ウ 500.0 0.0 0.0 **500.0** 太郎 年 農畜 〇〇製糖△△工場 売渡予定工場 当年産の収穫部分(種苗用 を除く)のみとなりますので ご注意ください。 10. さとうきび収穫予定面積等詳細表(面積は全て小数点第二位を四捨五入して記入) また、記入する単位は (単位: a) (アール)です。 任意項目 基幹作業の共同利用等又は委託を行った実面積 作型(休耕=0、新植夏 =1、春植=2、夏植=3、 株出=4、秋植=5、苗用 収穫作業 受託面積 申請者の 作付面積 (収穫部分 に限る) 受託者の対象生産者コ-地名・地番 (地番が不明である場合はほ場を識別できる番号) 委託者の対象生産者コー ド(当該コードがない場 合には電話番号) 地番が分からない場合は、 耕起・整地 株出管理 植付け 防除 中耕培土 収穫 品種 ほ場番号も記入してくださ ○○県△△市□□□100-1 3 N i F 8 150. O ○○県△△市□□□190-2 3 N i F 8 150.0 ○○県△△市□□□200-1 南一① 2 Ni9 100.0 ○○帰△△市□□□200 2 Ni9 100.0 ○○県△△市□□□300・ 品種名を記入してください 記入内容を訂正する場合 は、二重線で訂正する箇所 作型を記入してください を消し、<u>訂正印を押印</u>のう え、訂正内容が分かるよう こ記入してください。 合 計 500.0 以下の計算式に関係する数字を記入すること ·A-2のみ記入 •A-3、A-4のみ記入 小数点第二位を四捨五入し て記入 × 1 0 0 = ※エには基幹作業ごとの共同利用等又は 委託を行った実面積の合計の最大値を <対象要件審査申請及び交付申請に係る個人情報の取扱いについて> 〈対象要件審査申請及び交付申請に係会個人情報の取扱いについて〉 独立行政法人展高定業振興機構は、本申請書業届出書の記載内容及び添付資料に含まれる個人情報を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及び国内産議交付金に係る交付事務及び連絡のために利用し、対象国内産機能遺事業者、展業協同組合に交付金の交付に必要な情報を提供する。 また、農林水産名、申請者又は届出者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、申請者が参加(又は委託する者、組織、団体、サービス事業体へ申請内容又は届出内容を確認するために提供する場合がある。 その他、農業大寿組合から農業受害補償制度の加入者について、日味資源作物を付金の対象企業者の要件を満たしていることの確認依頼があった場合には、交付金に係る申請及び交付決定状況を提供する。 なお、本申請書業届出書を提出された場合は、本個人情報の取扱い言ついて同意したものとして取扱う。 □ 消費税の課税事業者の場合は左の□に チェックを入れてください。(任意回答)

提出期間は7月1日~9月 30日までとなります。

審査申請後、申請者にコードをお知らせしますので、初 年度は記入する必要はありません。

さとうきび増産プロジェクト における各島が策定した増 産目標と計画を記入してく ださい。

【委任状欄】 代理人に委任する場合 は記入してください。

農業経営改善計画認定書

殿 (様)

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項(第13条第1項)の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定日: 年 月 日

認定の有効期間: 年 月 日まで

(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあっては、本文の「(第13条第1項)」は削除する。 変更認定の場合にあっては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

認定農業者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第1項に規定する認定農業者であることを証明します。

令和 年 月 日

市町村長名 (印)

認定番号		認定日			認定	 の有	効期間	氏	名	
_	号	年	月	目	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	目まで			
_	号	年	月	目	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	目まで			
_	号	年	月	目	年	月	目まで			
_	号	年	月	目	年	月	目まで			
_	号	年	月	日	年	月	日まで			
_	号	年	月	日	年	月	日まで			
_	号	年	月	日	年	月	日まで			
_	号	年	月	日	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	日まで			
_	号	年	月	目	年	月	日まで			

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する。

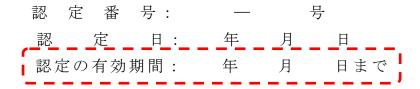
参考1-2

青年等就農計画認定書

殿 (様)

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項(第14条の5第1項)の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)



(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあっては、本文の「(第14条の5第1項)」は削除する。 変更認定の場合にあっては、表題の次に「(変更)」と記載する。

【認定の有効期間について】

翌年5月31日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

参考1-4

認定新規就農者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第14条の5第1項に規定する認定就農者であることを証明しま す。

令和 年 月 日

市町村長名 (印)

											
認定番号		認	定日		認定	の有	効期間		氏	名	
_	号	年	月	日	年	月	目まで				
_	号	年	月	日	年	月	日まで				
_	号	年	月	目	年	月	日まで				
_	号	年	月	目	年	月	日まで				
_	号	年	月	月	年	月	日まで				
_	号	年	月	月	年	月	日まで				
_	号	年	月	日	年	月	日まで				
_	号	年	月	目	年	月	日まで				
_	号	年	月	目	年	月	日まで				
_	号	年	月	目	年	月	目まで				
_	号	年	月	目	年	月	日まで				
_	号	年	月	月	年	月	日まで				
	号	年	月	目	年	月	日まで				
										•	

【認定の有効期間について】

翌年5月31 日まで有効期間があることが必要になります。

5月31日以前に認定が切れる場合、以下のどちらかの手続きが必要です。

①認定を更新する場合は新たな認定書の写しを提出する

対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び 甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

甲:委任者名(生産者名)農畜 太郎 印 住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙:被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎 印 住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

■ 甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼 ■ 補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、甘味資源作物交付金の交付申 ■ 請及び受領に関する権限を委任します。 甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

甲:委任者名(生産者名)農畜 太郎 印 住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙:被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎 印 住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

■ 甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼 ■ 補正届出書の提出以降に発生する甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する ■ 権限を委任します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シ

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います(例えば、作目ごとに点検する必要はありません)。
- ③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、 当該項目に係る改善の予定などを記入します。 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

' 1	FIX した点像シード及びイック製品において体情することとした記録は、X人国の点像よく体情しより。	チェック欄
1	土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおける たい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等 の有機物の施用等による土づくりを励行する。	
2	適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を 及ぼす。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を 適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が 生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効 果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。	
4	廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の 処理は、関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努 める。	
5	エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。	
6	新たな知見・情報の収集 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知 見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。	
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存する。	
	【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等(記	入欄)】
	・ 点検日 年 月 F ・ 住 所 ・ 点検者氏名	印

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて 独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「独立行政法人等の保有する 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付 金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。 また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合がある。 なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)